第十五条を次のように改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十五条　株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一　中小企業者等（当該中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。）が承認経営革新計画に従って海外において経営革新のための事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。同号において同じ。）を行うこと。

二　複数の中小企業者（当該複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行う場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。）が認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2　前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第四章第一節を削る。

第三十九条第一項中「第三十五条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十八条に次の一項を加える。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前条第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章中第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第二項中「第三十四条第二項並びに第三十五条」を「第三十七条第二項並びに第三十八条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条、第十九条並びに第三十八条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

第三十七条に次の二項を加える。

5　第十七条第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

6　内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第三十七条を第四十条とし、第三十六条を第三十九条とする。

第三十五条中「及び承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者」及び「若しくは承認経営基盤強化計画」を削り、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、認定経営革新等支援機関に対し、経営革新等支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十五条を第三十八条とする。

第三十四条第四項中「及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業」を削り、同条を第三十七条とする。

第三十三条第二項中「及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業」を削り、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「保護」の下に「、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実」を加え、第四章第四節中同条を第三十五条とする。

第四章第三節中第三十一条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とする。

第二十九条第二項中「第二十九条第一項第一号イ」を「第三十二条第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「第二十九条第一項に」を「第三十二条第一項に」に改め、同条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とし、第二十五条から第二十七条までを三条ずつ繰り下げる。

第四章第二節中第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とし、第十九条から第二十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第四章中第二節を第一節とし、第三節を第二節とし、第四節を第三節とする。

第三章第三節中第十五条の次に次の一条を加える。

（貿易保険法の特例）

第十六条　承認経営革新計画に従って中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において経営革新のための事業を行う場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外経営革新貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸付金債権の取得（以下「海外経営革新資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

2　独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外経営革新資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険（以下「海外事業資金貸付保険」という。）を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する海外経営革新貸付金債権」とする。

3　認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得（以下「海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付」という。）は、海外事業資金貸付とみなす。

4　日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五十四条第二項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第三項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」とする。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）

第十七条　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2　前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

一　経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二　経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言